

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 3年分の前払家賃

**Q** : 当社では、今期の決算で大分利益が出そうなので、事務所の家賃3年分を前払いしようと思っています。

3年分の家賃全額を今期の費用に計上できますか。

**A** : 家賃全額を当期の費用に計上することはできず、未経過期間の全額について前払家賃として資産計上しなければなりません。

#### 【解説】

前払費用とは、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その支出した事業年度終了の日においていまだ提供を受けていない役務に対応するもので、原則として支出した事業年度の損金の額には算入されず、未経過費用として資産に計上することとされています。

ただし、前払費用として資産に計上すべきものであっても、その支払った日から1年以内分に相当する金額の支払いをし、これをその支払った日の属する事業年度の損金とするという経理基準を継続して適用することとしている場合には、その経理が認められます。

ご質問の場合は、3年分の前払家賃ですから、支払ったときに損金とすることは認められません。原則どおりの処理をすることになりますから、未経過期間の全額について前払家賃として資産計上しなければなりません。

